

近年の土砂災害等を踏まえた土砂災害対策の進め方 とりまとめの方向性（案）

1. 今後の土砂災害対策の進め方（提言：平成24年8月）

【基本理念】「大阪府内での土砂災害による犠牲者ゼロ継続」
（人命を守ることを最優先）

※審議を踏まえ、内容を一部修正しています

土砂災害防止法に基づく区域指定を基軸とした、「逃げる」警戒避難体制の整備と「凌ぐ」まちづくりの推進、「防ぐ」施設整備を併せた効果的な実施を目指す。

★第一に「逃げる」施策の重点実施 （自助、共助を支える公助） ○施策の根幹をなす区域指定に基づいた「地区単位のハザードマップ」の早期作成 ■危険個所の明確化と住民周知「気づき」 ■警戒避難体制の整備「深く」 ■住民の避難行動意識の向上「動く」	★第二に「凌ぐ」施策の展開 ○区域指定の効果発現と既存家屋への支援 ■特定開発の制限や建物規制 ■特別警戒区域内の既存家屋に対する移転支援 ■特別警戒区域内の既存家屋に対する補強支援	★第三に「防ぐ」施策の効率化と適切な役割に基づく推進 ○区域指定の基礎調査結果に基づく対策実施箇所の選定 ■「土石流」「急傾斜地崩壊」の対策実施箇所の重点化 ■「地すべり」は挙動が確認された場合実施 ■急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益者負担金の徴収 ■急傾斜地崩壊対策施設の地元・行政における管理分担の明確化
--	--	---

2. 主要な施策の取組状況（平成24年度 → 令和5年度）

「基軸」土砂災害防止法に基づく区域指定 区域指定 平成28年9月完了 2 巡回基礎調査 平成29年度開始、令和6年度完了	「逃げる」施策 地区単位のハザードマップの作成 <table><tr><td></td><td>H24</td><td>R5</td></tr><tr><td>進捗率</td><td>25.7%</td><td>→ 97.9%</td></tr></table>		H24	R5	進捗率	25.7%	→ 97.9%	「凌ぐ」施策 移転・補強制度 除却実績（H27～R5） 10件 土地利用誘導 居住誘導区域から警戒区域を除外 15市町	「防ぐ」施策 重点化指標による施設整備 <table><tr><td></td><td>H24</td><td>R5</td></tr><tr><td>土石流対策</td><td>342溪流</td><td>→ 367溪流</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊対策</td><td>169箇所</td><td>→ 198箇所</td></tr></table>		H24	R5	土石流対策	342溪流	→ 367溪流	急傾斜地崩壊対策	169箇所	→ 198箇所
	H24	R5																
進捗率	25.7%	→ 97.9%																
	H24	R5																
土石流対策	342溪流	→ 367溪流																
急傾斜地崩壊対策	169箇所	→ 198箇所																

3. これまで進めてきた土砂災害対策の課題及び近年の土砂災害等で生じた新たな課題

〈基軸〉土砂災害防止法に基づく区域指定 3 巡回基礎調査の手法 2 巡回基礎調査の完了に伴う、3 巡回基礎調査の手法の確立 高精度な地形情報を用いた基礎調査 新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所の調査方針の決定	「逃げる」施策 避難の実効性 避難の実効性向上に向けて、土砂災害を自分事ととらえる効果的な取組の検討及び避難行動につながる取組の実施 土砂災害警戒情報の発表基準 最新の降雨データおよび災害データを用いた基準の見直し	「凌ぐ」施策 移転・補強制度 移転・補強制度のさらなる活用促進 土砂災害リスクを踏まえた土地利用誘導 まちづくりと連携した土砂災害対策の検討	「防ぐ」施策 土石流対策 事業の長期化や社会情勢を踏まえた指標の見直し 急傾斜地崩壊対策 社会情勢を踏まえた指標の見直し 土砂・洪水氾濫対策 土砂・洪水氾濫対策の実施方針
--	--	---	--

4. 近年の土砂災害等を踏まえた土砂災害対策の進め方

【取組方針】：これまでの取組の継続に加え、近年の社会情勢を踏まえ以下の取組を推進していく

〈基軸〉土砂災害防止法に基づく区域指定 ・基礎調査のフォローアップ（3 巡回以降）については、衛星画像及び新技術により、地形改変箇所の抽出を効率化させ、指定区域の管理を行っていく ・昨今の土砂災害を踏まえ、高精度な地形情報により、新たな土砂災害（土石流、急傾斜地）の発生のおそれのある箇所を抽出し、区域指定を進めていく。加えて区域指定までには時間を要することから、調査予定箇所を事前に公表し、広く周知を行っていく	「逃げる」施策 ●避難の実効性向上に向けた取組 ・各地域での有効な取組事例の共有を充実させていく ・土砂災害を自分事とするために、府民の日常生活の中で土砂災害を意識づける取組を行っていく ・土砂災害警戒情報や土砂災害警戒区域の特性を踏まえて、正しい情報を周知していく ●土砂災害警戒情報の見直し ・過去の土砂災害の経験も反映できるよう、長期間の降雨情報をもとにCLを検討する ・災害発生メッシュでは、災害を捕捉するとともに、非災害発生メッシュでは、将来の災害の見逃しがないよう、降雨履歴を考慮してCLを検討する ●将来への対応 ・今後、CL超過回数が増加することが考えられるため、降雨の変化や数値の見直しに対応できるようCLを定期的に見直ししていく	「凌ぐ」施策 ●移転・補強制度 ・移転・補強制度の周知にあわせた土砂災害の啓発を行うとともに補助限度額の拡充に伴う効果検証を行う ・移転・補強制度の利用促進に向け、対象の情報を把握しターゲットを絞った周知手法を検討するとともに、対象住宅に住む住民に加え、民生委員など地域に精通する人や不動産関連団体等、多機関と連携した制度の周知をしていく ●土砂災害リスクを踏まえた土地利用誘導 ・市町村の立地適正化計画と連携し、土砂災害警戒区域からの誘導施策を進めるとともに、居住誘導区域内のハード対策については、「防ぐ」施策による重点化を行う	「防ぐ」施策 ●重点化評価の見直し ・近年の災害等を踏まえ、災害時の救助活動等に必要となる「緊急交通路」や「緊急輸送道路」の保全については、優先順位を上げて施設整備を進める ・市町村の進めるまちづくりとの連携を図り、居住誘導区域内のハード対策について優先順位を上げて対策を行っていく＜凌ぐ施策との連携＞ ・土石流対策については、最優先のAランク箇所の着手の見通しが立ったことから、次に優先度の高いBランク箇所に遅滞なく着手し、施設整備効果の早期発現を図るため、地籍調査や筆界特定制度などを活用して効率的に進めていく ・急傾斜地崩壊対策については、引き続き受益者負担金の同意及びAランク箇所から着手していく ●土砂・洪水氾濫対策の推進 ・土石流対策に加え、土砂・洪水氾濫対策については、まずはモデル流域において砂防事業のみならず、河川事業や治山事業等も含めた対策検討を行っていく ・さらにリスクを可視化し、施設整備に加え、「逃げる」「凌ぐ」施策を含めた、流域治水砂防の検討を進めていく ●将来への対応 ・気候変動に伴う降雨量の変化については、河川計画との整合を図っていく ・発生土砂量の変化については、国の検討を注視し、府の計画へ反映していく
---	--	---	--